

契約書

支出負担行為担当官香川労働局総務部長 ○○○○（以下「甲」という。）と受注者 ○○○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○（以下「乙」という。）は、下記の件について次の条項により単価契約を締結する。

なお、別紙の現品を甲の指定する場所に納入（搬入の場合も含む。以下同じ。）するまでに要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名 衛生用品の購入（単価契約）

契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

契約金額 別表のとおり

（消費税及び地方消費税額については、契約単価に数量を乗じて得た額の合計に消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額とする。）

契約保証金 免除

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

（納入場所及び期限）

第2条 現品の納入場所及び納入期限は、次のとおりとする。

納入場所 別添納入場所一覧のとおり

納入期限 発注の都度指定する

（納品検査）

第3条 乙は、現品を納入しようとするときは、別紙により甲の指定する検査職員に報告するとともに、あらかじめ希望日時、場所、品名、数量等の必要事項を通知し、原則立会の上検査を受けなければならない。

2 甲は、前項により納入の通知を受けた日から10日以内に検査を実施するものとする。

3 納入現品は、すべて甲の指示（仕様書等）のとおりであって、甲が行う検査に合格したものでなければならない。

4 検査に必要な費用は、乙の負担とする。

（所有権の移転及び危険負担）

第4条 納入現品の所有権は、甲が、検査の結果、合格品と認め、検印を捺印し、合格品を受

(案)

領し、乙にその受領証を交付したときに移転する。

- 2 所有権移転前に生じた現品の亡失・毀損その他一切の責任は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた場合は、この限りでない。
- 3 天災その他不可抗力又は甲及び乙の責に帰し得ない事由により、契約が履行できなくなつた場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払い義務を免れるものとする。

(不合格品引取)

第5条 乙は、検査の結果不合格となつたときは、甲が指定する期限までに、現品を撤去しなければならない。

- 2 甲は、前項の期限経過後、乙の負担において、その現品を他の場所に運搬し、第三者に保管を託すことができる。

(納期の有償延期)

第6条 乙は、次条に規定する事由以外の事由によって納入場所及び納入期限に現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

- 2 甲は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

(納期の無償延期)

第7条 乙は、天災地変その他自己の責に帰し難い事由により納入場所及び納入期限に現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

- 2 甲は、前項の場合において、その請求が正当と認めたときは、遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

(遅滞料)

第8条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(契約の解除)

第9条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何ら催告を要しない。

(1) 第6条及び第7条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。

(2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

(3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

(5) 第26条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に對し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適當と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第11条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があつたことが判明したとき。

(4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5) 第3項の規定による報告を行わなかつたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第12条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、

(案)

請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（1）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（2）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（3）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（4）乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

（5）前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第13条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（契約金額の支払）

第14条 乙は、第3条に規定する検査を受け、これに合格した場合は支払請求書を毎月作成し、官署支出官香川労働局長（以下「官署支出官」という。）へ提出するものとする。

2 官署支出官は、乙より適法な支払請求書を受理した日から30日以内にその対価を支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第15条 官署支出官は、自己の責に帰す事由により前条の期間内に対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第16条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第18条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確認)

第19条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第20条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

(案)

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第21条 甲は、第9条第2項、同条第3項、第17条、第18条、第20条第2項、第24条及び第27条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第9条第2項、同条第3項、第17条、第18条、第20条第2項、第24条及び第27条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第22条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第23条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第24条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項に状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第25条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(秘密の保持)

(案)

第26条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第27条 甲は、第3条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。

(2) 直ちに代金の減額を行うこと。

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかつた場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(紛争又は疑義の解消方法)

第28条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ
甲乙協議の上、解消するものとする。

2 本契約の根拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については高松地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第29条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第9条第2項、第10条、第12条、第13条、第15条、第19条、第21条、第25条、第26条、第27条、第28条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年●月●日

発注者（甲） 香川県高松市サンポート3番33号
支出負担行為担当官
香川労働局総務部長 ○○ ○○

単価表

No.	品名	参考商品		単位	単価 (消費税抜)	備考
		メーカー	規格型番等			
1	トイレットペーパー	イトマン(株)	イットコ 芯なし SLIM 1ロール 150m シングル	1箱		
2	タオルペーパー	太洋紙業(株)	エルナ 6286 シングル200枚入	1パック		
3	ビニール袋	(株)ジャパックス	再生原料入り90Lポリ袋 RYC99 0.05mm厚 半透明 90L 1パック10枚入	1パック		
4	ビニール袋	(株)ジャパックス	再生原料入り45Lポリ袋 RYC44 0.03mm厚 半透明 45L 1パック10枚入	1パック		
5	ビニール袋	オルディ(株)	クリンパック CPN16 黒 20枚入	1パック		
6	トイレ芳香剤	ライオンケミカル(株)	アクアリフレ ハーブミントの香り 400ml 置き型	1個		
7	業務用台所用洗剤	花王(株)	ワンドフル 4.5L	1本		
8	台所用漂白剤	ライオンハイジーン(株)	キッチンパワーブリーチ 1.5kg	1本		
9	食器用スポンジ	キクロン(株)	キクロンタワシA	1個		
10	固体石鹼(ふきん等洗濯用)	ミヨシ石鹼(株)	New純せっけん 190g	1個		
11	手洗用液体石鹼希釀タイプ	(株)アルボース	アルボース石鹼液iG-N パウチ 1kg	1本		
12	手洗用液体石鹼ポンプ式タイプ	第一石鹼(株)	薬用ハンドソープ本体 グレープフルーツの香り 250ml	1本		
13	上記手洗石鹼詰替え用	第一石鹼(株)	薬用ハンドソープ詰め替え用 グレープフルーツの香り 200ml	1個		
14	アルコールタオル	大王製紙(株)	エリエール除菌できるアルコールタオル ウイルス除去用 本体 80枚入り	1個		
15	アルコールタオル 詰め替え用	大王製紙(株)	エリエール除菌できるアルコールタオル ウイルス除去用 詰め替え用 70枚入り	1個		
16	手指消毒液	(株)ニイタカ	Nスター 1L 277160 噴射ポンプ付き	1個		
17	手指消毒液 詰め替え用	(株)ニイタカ	Nスター 5L 277131 注ぎ口付	1個		

※ 市場価格に著しい変動があったときは、甲乙協議のうえ新たに定めるものとする。

令和8年度 衛生用品の購入(単価契約)仕様書

No.	品名	推奨品		単位	R購入 予定数量	備考
		メーカー	規格型番等			
1	トイレットペーパー	イトマン(株)	イットコ 芯なし SLIM 1ロール 150m シングル	1箱	97	
2	タオルペーパー	太洋紙業(株)	エルナ 6286 シングル200枚入	1パック	1,300	
3	ビニール袋	(株)ジャパックス	再生原料入り90Lポリ袋 RYC99 0.05mm厚 半透明 90L 1パック10枚入	1パック	310	
4	ビニール袋	(株)ジャパックス	再生原料入り45Lポリ袋 RYC44 0.03mm厚 半透明 45L 1パック10枚入	1パック	380	
5	ビニール袋	オルディ(株)	クリンパック CPN16 黒 20枚入	1パック	60	
6	トイレ芳香剤	ライオンケミカル(株)	アクアリフレ ハーブミントの香り 400ml 置き型	1個	76	
7	業務用台所用洗剤	花王(株)	ワンドフル 4.5L	1本	5	
8	台所用漂白剤	ライオンハイジーン(株)	キッチンパワープリーチ 1.5kg	1本	5	
9	食器用スポンジ	キクロン(株)	キクロンタワシA	1個	47	
10	固形石鹼(ふきん等洗濯用)	ミヨシ石鹼(株)	New純せっけん 190g	1個	5	
11	手洗用液体石鹼希釈タイプ	(株)アルボース	アルボース石鹼液iG-N パウチ 1kg	1本	8	
12	手洗用液体石鹼ポンプ式タイプ	第一石鹼(株)	薬用ハンドソープ本体 グレープフルーツの香り 250ml	1本	45	
13	上記手洗石鹼詰替え用	第一石鹼(株)	薬用ハンドソープ詰め替え用 グレープフルーツの香り 200ml	1個	250	
14	アルコールタオル	大王製紙(株)	エリエール除菌できるアルコールタオル ウイルス除去用 本体 80枚入り	1個	73	
15	アルコールタオル 詰め替え用	大王製紙(株)	エリエール除菌できるアルコールタオル ウイルス除去用 詰め替え用 70枚入り	1個	1,270	
16	手指消毒液	(株)ニイタカ	Nスター 1L 277160 噴射ポンプ付き	1個	10	
17	手指消毒液 詰め替え用	(株)ニイタカ	Nスター 5L 277131 注ぎ口付	1個	10	

注意事項等

① 参考品と機能・能力・サイズ・材質及び色など、その主要構成が同じものであれば、同等品への変更は可能とする。

② 同等品の場合は、別紙同等品届出書の「同等品」欄にメーカー名・型番を記入、商品のカタログコピー等を添付のうえ、令和8年2月9日(月)12時00分までに提出すること。

③ 参考品が「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」の基準を満たす製品の場合は、同等品については同法律の基準を満たすものであること。

④ 契約品目が、製造中止等により納品できなくなる場合は、事前に当方に通知すること。また、納品できなくなった契約衛生用品については、後継製品若しくは同等品以上の製品を同一の契約単価で提供すること。

⑤ 納品場所は別紙一覧表のとおりであり、各納品先担当者の指示に従い発注した品目・数量を指定された場所に確実に一括納品すること。

⑥ 納品時の納品検査は納品先担当者と納品業者双方の立会いにおいて品目・数量確認を確実に行うこと。
※配送での納品も可能としますが、配送等での納品となる場合、当局の検査職員のみの検査とし、検査の結果、納入誤り、不足等不合格となった場合は、当局の指示をもとに納入期限内に直ちに不足物等を納品すること。なお、検査職員は契約書、発注数量及び納品書等により現物確認を行い検査を実施する為、必ず納品先毎に納品書を同封すること。

⑦ 本案件は単価契約であるため、四半期毎の一括納品のほか、衛生用品等が不足した場合の随時納品が可能であること及び不足時に早急の対応(注文日の当日若しくは翌日納品)が可能であること。

⑧ 購入予定数は予定数であり、購入数を確約するものではない。

納入場所一覧

名称	所在地
香川労働局	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館3階 TEL : 087-811-8915
香川労働局 助成金センター	〒760-0013 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟12階 TEL : 087-811-8915
高松労働基準監督署	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2階 TEL : 087-811-8945
丸亀労働基準監督署	〒763-0034 丸亀市大手町3-1-2 TEL : 0877-22-6244
坂出労働基準監督署	〒762-0003 坂出市久米町1-15-55 TEL : 0877-46-3196
観音寺労働基準監督署	〒768-0060 観音寺市観音寺町甲3167-1 TEL : 0877-25-2138
東かがわ労働基準監督署	〒769-2601 東かがわ市三本松591-1 大内地方合同庁舎3階 TEL : 0879-25-3137
高松公共職業安定所	〒761-8566 高松市花ノ宮町2-2-3 TEL : 087-869-8609
しごとプラザ高松	〒760-0054 高松市丸亀町13-2 TEL : 087-823-8609
丸亀公共職業安定所	〒763-0033 丸亀市中府町1-6-36 TEL : 0877-21-8609
坂出公共職業安定所	〒762-0001 坂出市京町2-6-27 坂出合同庁舎2階 TEL : 0877-46-5545
観音寺公共職業安定所	〒768-0067 観音寺市坂本町7-8-6 TEL : 0875-25-4521
さぬき公共職業安定所	〒769-2301 さぬき市長尾東889-1 TEL : 0879-52-2595
さぬき公共職業安定所 東かがわ出張所	〒769-2601 東かがわ市三本松591-1 大内地方合同庁舎1階 TEL : 0879-25-3167
土庄公共職業安定所	〒761-4104 小豆郡土庄町甲6195-3 TEL : 0879-62-1411